

セクシュアルマイノリティに対する偏見や差別をなくし、性的指向や性自認にかかわらず人権が保障される社会の実現を求める会長声明

性的指向（どのような性別の人を好きになるのか）及び性自認（自分の性別に対する認識）といった性のあり方は多様であり、個人の人格の根幹に関わるものである。しかし、現実には、法制度、教育、雇用、医療、社会保障などの様々な分野において、指向や性自認を理由に偏見や差別にさらされ、セクシュアルマイノリティの人々は生きづらさに直面している。このような性的指向及び性自認を理由とする差別的取扱いは、個人の尊重を定めた日本国憲法第13条に照らし、許されないことをあらためて認識する必要がある。

この問題について、四国弁護士会連合会においても、令和4年11月11日付けで「性的マイノリティが抱える人権課題の解決を推進するとともに、同性婚の実現と同性カップルの共同生活の法的保護に向けた取組みを求める宣言」がなされた。

当会でも、セクシュアルマイノリティに関する課題に取り組むため、当会の「すべての性の平等に関する委員会」において、LGBT電話相談の実施、当事者や当事者団体との交流などを実施してきた。

そのなかで、愛媛県では初めて、大洲市と今治市がパートナーシップ制度の導入を目指して取り組んでいる。これは地方自治体としてセクシュアルマイノリティの人々の存在と尊厳を認め、偏見や差別を少しでも軽減し解消しようとするための活動であり愛媛県でパートナーシップ制度導入の口火を切るものとして大きな意義を認めることができる。

もっとも、異性カップルの婚姻と同様の法的保護を受けられる状態になく、パートナーシップ制度の導入だけでは解決できない問題も存在することから、さらに、抜本的解決に向けて取り組む必要性は高い。

そこで、当会は、性的指向や性自認にかかわらず人権が保障される地域社会を実現するため全力を尽くすとともに、国、愛媛県及び県内各市町村に対し、次のとおり求める。

- 1 国、愛媛県及び各市町は、セクシュアルマイノリティに対する偏見や差別をなくすため、議員、国及び地方公共団体の職員並びに住民に対して、性的指向及び性自認に関する問題が人権に関する問題であることについて周知徹底し、理解の促進を継続していくこと

そのうえで、愛媛県及び各市町は、同性婚の法制化が実現するまでの措置として、パートナーシップ制度等の制定を速やかに行うこと

- 2 国、愛媛県及び各市町は、教育、雇用、医療、社会保障などあらゆる分野において、性的指向や性自認にかかわらず自己決定権に基づく生き方を選択できる施策を具体的に講じ、実施すること
- 3 国は、法律上の婚姻を異性間に限る民法及び戸籍法の規定を速やかに改正し、同性婚を法制化するとともに、婚姻する同性カップルに対し、異性カップルと同等の法的権利を保障すること
- 4 国、愛媛県及び各市町は、法令等における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」等の解釈において、法律上の性別が同じ者を除外することなく、法令等を平等に適用し、その保護を図ること

以上

2023年（令和5年）3月13日

愛媛県弁護士会

会 長 吉村 紀行